事件報道から学ぶ(女性を狙ったわいせつ行為)

今回は、8月22日付けのネット記事から女性を狙ったわいせつ事件を取り上げます。 TBSニュースの記事ですが、「同じシェアハウスに住む女性の部屋に侵入し、わいせつ な行為をしようとしたとして、東京・文京区に住むベトナム国籍の男が警視庁に逮捕されま した。強制わいせつ未遂などの疑いで逮捕されたのは、文京区の職業不詳でベトナム国籍の ブイ・オン・トゥ容疑者(34)です。ブイ容疑者は20日未明、文京区のシェアハウスで 就寝中だった20代の女性の部屋に侵入し、わいせつな行為をしようとした疑いが持たれて います。警視庁によりますと、ブイ容疑者は女性に、『黙れ、愛してる』」と言って両手首を 押さえましたが、女性が大声をあげたため、逃走したということです。

取り調べに対し、ブイ容疑者は「酒に酔った状態で間違って入った」としたうえで、わいせつな行為をしようとしたことについては『覚えていません』と容疑を一部否認しています。」とあります。

この事件のような性犯罪は、被害に遭われた当事者からしてみれば、事の大小、軽重にかかわらず、その心理的負担は計り知れないものがあります。ストーカー犯罪も同様です。

卑劣な犯罪から身を守るため、普段の生活で被害に遭い易い、空き巣狙いと性犯罪、ひったくり、痴漢や通り魔、そしてストーカー被害の防止について、留意点をあげておきます。

〈空き巣狙いと性犯罪〉

玄関や窓は鍵かけを徹底する

外出するときや就寝時は勿論のこと、在宅時であっても一人でいる場合は、玄関、窓の施錠をする。施錠用の鍵を植木鉢の下などに不用意に置かない。部屋に簡単に入られそうな足場になるものを外に置かない。寝る前には、施錠をしっかり確認する。

普段、開け閉めしない窓は、主施錠の他に補助錠を取り付け、閉めておく。

換気のため窓をあけておいても、寝るきはしっかり閉めよう。

部屋を留守にする場合、ちょっとした短い時間、例えばゴミ出しなどであっても部屋 のカギは閉めて出よう。

○ 女性の一人暮らしを悟られない

暗くなっても洗濯物がベランダに干したままだと、留守を示しているようなもの。 下着の洗濯物が出たままの状態は、特に注意が必要です。

暗くなっても電燈が点かない部屋は空き巣に狙われ易い。帰宅が遅くなる場合は、どこか一か所は電燈をつけておこう。たとえ一人暮らしでも、帰宅時には、「ただいま」と声をかけ、同居人がいるように装う。

○ 部屋に入る時に周囲を確認する

帰宅して、ドアのカギを開け、部屋の中に入ろうとする時が肝心です。

背後から押されて部屋の中になだれ込む危険がある。カギを開ける前に周囲を確認する癖をつけよう。人が訪ねてきた場合、いきなりドアを開けないでドアスコープで来訪者を確認する。外側から覗かれないように、内側には蓋付きのものを付けよう。ドアチェインは外れたりしないか点検をする。

〈ひったくり、痴漢、通り魔〉

○ できる限り人のいる通りを歩く

夜道を歩く時には、明るい道を選んで足早に歩く。一人の場合は、少し遠回りになってもひと気のある明るい道を選ぶ。

万一、不審者につけられていると感じたら、人がいる店や家に迷わずに逃げ込む。

○ 外出時には防犯グッズを身に持とう

防犯ブザーを持っていれば、恐怖で声が出せない場合でも、周囲に助けを求めることができる。屋外用緊急通報システム付きの物であれば、より安心できる。

電池切れのないように点検も怠らない。

○ 危険が予測される人や場所には近づかない

挙動が不審な者や独り言をブツブツ言っているような人物には近寄らず、遠ざかる。 人が騒いでいるような現場には、興味を持っても近寄らない。現場からできるだけ遠 ざかる。スマホを見て歩いていると、周りの状況の変化に気づかず、危険な現場から逃 げ遅れる原因となる。

〈ストーカー被害〉

○ ストーカー行為

尾行、つきまとい。行動先での待ち伏せ。自宅や職場の近くでの見張り。「いつも見ているよ」などと監視していると告げる行為。面会、交際の要求。名誉を傷つける中傷ビラの貼付。無言電話、ファックスやメールでのいやがらせ。汚物の送付など。

○ 元の交際相手のケース

相手との別れ方に原因がある場合が多い。別れを告げる際、相手を傷付けたくないとの思いから、あいまいな表現のまま、はっきりした理由も告げずにメール等で通知し、そのまま音信不通にしておいた。相手は、交際を拒否されていることに気づかず、自分に都合よく解釈し、交際は継続していると思い込む。仮に気づいても、別れの理由を知りたさに上記の行為に走る。

○ 面識のない相手

全く面識のない人物がストーカーになる場合もある。街で見かけたとか、居酒屋で顔を知ったとして、しつこく交際を求めてくる。はっきり断っても行為が続くようであれば、早い段階で、ストーカー行為の状況を記録し、写真撮影等、できるだけ多くの証拠を保全して、警察署の生活安全課に相談して下さい。